

認可外保育施設を運営している事業者向け

本年10月から 幼児教育・保育の**無償化**が スタートします

○無償化の対象は「**保育が必要**」な利用者のみです。

- ・無償化の対象となるのは、美作市から「保育の必要性の認定」を受けた方のみです。
- ・「保育の必要性の認定」については、就労等の要件があり、利用者が美作市に申請します。
(認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要。)

○無償化には**上限額**があります。

- ・無償化の上限額は以下のとおりです。
3～5歳児クラス：月額3.7万円まで
0～2歳児クラス：市民税非課税世帯の子どもたちを対象に月額4.2万円まで
- ・利用者が美作市所定の請求書に必要事項を記載し、利用する認可外保育施設が発行する領収証等を添付して、美作市に申請します。(請求書等のフローは裏面参照)

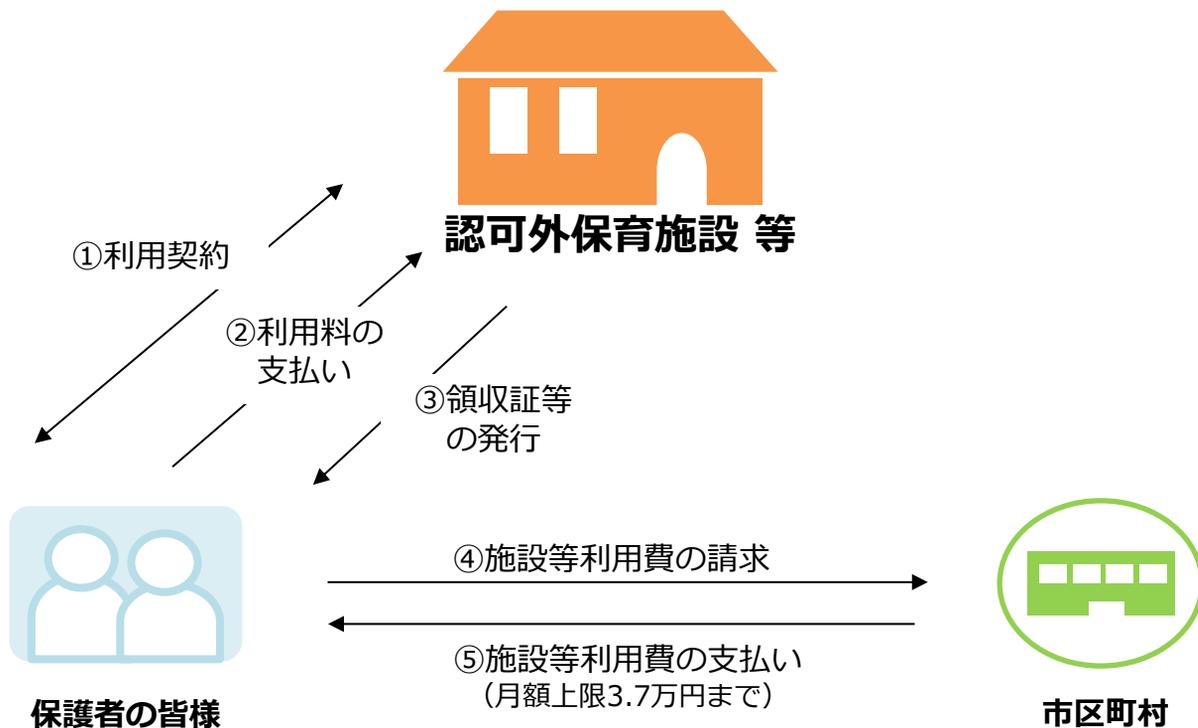
○岡山県への**届出が必要**です。

- ・認可外保育施設(民間の保育施設、認可外の事業所内保育所等含む。)として、無償化の対象となるには、岡山県に届出を提出することが必要です。
- ・上記に加え、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を実施する場合も無償化の対象です。

○国が定める**基準を満たす**ことが必要です。

- ・無償化の対象となるには、国が定める「認可外保育施設指導監督基準」を満たすことが必要です。
(ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定)

[基本的な手続きのイメージ]



※利用者が保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、利用者から美作市に申請が必要です。請求・支払いの時期など、手続の詳細については、健康づくり推進課に確認の上、利用してる保護者にご説明ください。

※利用者は、これまでどおり利用する施設に利用料を支払い、美作市に施設等利用費を請求します。その後、美作市から施設等利用費が利用者に支払われます。具体的な手続きは、健康づくり推進課に確認してください。

※無償化の対象は保育料です。

通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

保護者に対しては、保育料と通園送迎費等が区分できる領収証等を発行してください。

※保育料を変更する場合は、その内容及び理由の掲示と保護者への説明が必要です。

質の向上を伴わず、無償化対象者の保育料のみを引き上げるなど、無償化に伴う理由のない保育料の引き上げはできません。

お問い合わせ先

【無償化の給付や保育の必要性の認定の手続について】

美作市 保健福祉部 健康づくり推進課

TEL : 0868-75-3911 MAIL : kenko@city.mimasaka.lg.jp

【認可外保育施設の届出、指導監督基準について】

岡山県 美作県民局 健康福祉部 健康福祉課 指導班

TEL : 0868-23-1285

※内閣府ホームページでは、無償化の手続きの詳細やFAQを掲載しています。

内閣府 無償化

検索

